

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第26号

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例（昭和28年香川県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(構造設備に係る措置の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）及び水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水を原水（<u>浴槽水以外の浴用に供する湯水であって、浴用に供した湯水の再利用をしていないもの</u>をいう。以下同じ。）に用いる場合におけるその湯水は、規則で定める水質基準に適合しているものであること。</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) <u>原水以外の浴用に供する湯水の浴槽への流入口は、浴槽の底部に近い位置に設けること。</u></p> <p>(14)～(16) 略</p> <p>(17) シャワー又は打たせ湯を設ける場合は、これらの設備は、<u>原水を用いる構造</u>とすること。</p> <p>(18)～(20) 略</p> <p>(21) 循環式浴槽（循環水（ろ過器（浴槽水をろ過する装置をいう。以下同じ。）を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を用いる構造の浴槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(22)・(23) 略</p>	<p>(構造設備に係る措置の基準)</p> <p>第3条 公衆浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない構造設備に係る措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 浴槽水（浴槽内の湯水をいう。以下同じ。）及び水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水（以下「水道水」という。）以外の湯水を原水（<u>ろ過器（浴槽水をろ過する装置をいう。以下同じ。）を通しない浴用に供する湯水であって、浴槽水以外のものを</u>いう。以下同じ。）に用いる場合におけるその湯水は、規則で定める水質基準に適合しているものであること。</p> <p>(12) 略</p> <p>(13)～(15) 略</p> <p>(16) シャワー又は打たせ湯を設ける場合は、これらの設備は、<u>循環水（ろ過器を通した浴用に供する湯水をいう。以下同じ。）を用いない構造</u>とすること。</p> <p>(17)～(19) 略</p> <p>(20) 循環式浴槽（循環水を用いる構造の浴槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ <u>循環水の浴槽への流入口は、浴槽の底部に近い位置に設けること。</u></p> <p>(21)・(22) 略</p>

(構造設備に係る措置の基準の特例)

第4条 公衆浴場の種類、規模等によって前条第1号から第10号まで、第14号から第16号まで及び第23号に定める基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

(衛生等に係る措置の基準)

第5条 略

(1)～(7) 略

(8) 浴槽水は、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう塩素系薬剤を用いて消毒を行うこと。ただし、湯水の性質等により当該消毒を行うことができない場合、当該消毒を行うことが困難であると認められる場合又は他の消毒方法を使用する場合であって、適切な衛生措置と知事が認めるものを講ずるときは、この限りでない。

(9) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、規則で定める遊離残留塩素濃度となるよう努めるとともに、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。

(10)～(18) 略

(構造設備に係る措置の基準の特例)

第4条 公衆浴場の種類、規模等によって前条第1号から第10号まで、第13号から第15号まで及び第22号に定める基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないときは、これらの基準によらないことができるものとする。

(衛生等に係る措置の基準)

第5条 前2条に規定するもののほか、公衆浴場業を営む者が公衆浴場について講じなければならない入浴者の衛生及び風紀に係る措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 略

(8) 浴槽水は、レジオネラ属菌その他の病原菌が繁殖しないよう塩素系薬剤を用いて消毒を行うこと。ただし、湯水の性質等により当該消毒を行うことができない場合又は当該消毒を行うことが困難であると認められる場合であって、当該消毒に代わる適切な衛生措置を講ずるときは、この限りでない。

(9) 前号本文の消毒を行う場合は、浴槽水の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定し、その測定した結果を測定の日から3年間保管すること。

(10)～(18) 略

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。